

加盟金及び登録料等に関する規定

神奈川県社会人クラブバドミントン連盟規約第6条の規定による加盟金及び登録料ならびに本会への会員登録については、次により処理する。

- 1) 第5条に規定する団体が本会に加入した場合の加盟金は、10,000円とする。
本会の加盟所属団体は、年額 5,000円を年会費として納入する。
- 2) 前項の団体に所属している者が本会の会員となった場合の登録料は、年額 2,100円とする。
- 3) 本会の会員となった者は、原則として一般財団法人日本バドミントン協会、神奈川県バドミントン協会ならびに日本社会人クラブバドミントン連盟の会員となることとし、3団体への登録料を本会を経由して納入しなければならない。

附則

昭和56年4月1日施行
平成27年4月 7日改正
平成31年4月10日改正